

## Contents

- 1 【インド】2022 年プレスノート 1 号による外資規制の改正
- 2 【メキシコ】メキシコにおける会社分割と事業譲渡
- 3 【タイ】オンライン取引事件部の創設

アンダーソン・毛利・友常法律事務所のアジア・新興国プラクティス・グループでは、アジア及び新興国(ブラジル・ロシア・トルコ等)の法令規制等のアップデートを定期的に配信しております。皆様の今後の海外展開に関するご検討の一助となれば幸いです。

## 1. 【インド】2022 年プレスノート 1 号による外資規制の改正

### 1. 2022 年プレスノート 1 号

インド商業産業省(Ministry of Commerce & Industry)の産業内国取引促進局(Department for Promotion of Industry and Internal Trade(DPIIT))は、2022 年 3 月 14 日付けで、2022 年プレスノート 1 号を発行し、外国直接投資規制を改正した。プレスノートとは、DPIIT が発行する通達的一种であり、特にインドの外資規制については、この DPIIT 発行のプレスノートによって改正がなされることが多い。

2022 年プレスノート 1 号によれば、同改正は、インドの中央銀行であるインド準備銀行(Reserve Bank of India)により、同改正に対応した関連通達が発行された日から効力を生じるとされている。

同改正は、主として、インドの政府系の保険会社であるインド生命保険会社(Life Insurance Corporation of India(LIC))への外国投資の許容に関する改正であるが、その他の規制内容の明確化といった内容も含む。

以下では、2022 年プレスノート 1 号に規定されているインドの外資規制の改正のうち、日系企業に関連して特に重要と思われる内容を紹介する。

### 2. 今回の改正の主要な内容

#### (1) LIC に対する外国投資

5.2.22.1A 項が新設され、20%までの外国投資が自動承認ルート(政府の事前承認不要)によって実行できることとされた。

## (2) 保険会社一般への外国投資

従前の規制においては、インドの保険会社については、その所有と支配が常にインド居住者(resident Indian entities)に帰属しているべきことが求められていた。

今回の改正では、これに代わる要件が定められ、外国投資を有するインドの保険会社においては、(i)取締役の過半数、(ii)主要経営担当者の過半数、(iii)取締役会、マネージング・ディレクター、主要経営責任者(CEO)の1名以上がインド居住かつインド国籍者でなければならないとされている。

## (3) スタートアップ企業が発行する転換社債

スタートアップ企業が発行する転換社債(Convertible Note)について、その転換期限は発行から5年以内とされていたが、今回の改正により、転換期限が10年に伸長される。

## (4) 定義等の調整

インドの外資規制上の「子会社(subsidiary)」の定義がインド会社法の定義に合わせられるなど、定義等の規定が調整されている。

## 3. 今回の改正の意義

今回の2022年プレスノート1号による改正内容は比較的小幅なものであり、外資に対する規制緩和が大きく進んだわけではないが、インド政府が外資規制を緩和する姿勢を維持し、規制の明確化を継続していることは評価できると考えられる。

### 【インド】

弁護士 琴浦 諒

[ryo.kotoura@amt-law.com](mailto:ryo.kotoura@amt-law.com)

弁護士 大河内 亮

[ryo.okochi@amt-law.com](mailto:ryo.okochi@amt-law.com)

## 2. 【メキシコ】メキシコにおける会社分割と事業譲渡

### 1. はじめに

日本の新設分割に類似する制度として、メキシコでもスピン・オフ(*escisión*)の制度が存在する。スピン・オフは、連邦法である *Ley General de Sociedades Mercantiles*<sup>1</sup>(以下「メキシコ会社法」又は「法」とする。)において定められている<sup>2</sup>。スピン・オフは、メキシコにおいて実務上頻繁に用いられるものではないが、例えば会社が複数のビジネスを営んでいる場合において、各ビジネスを分離したほうが望ましいと判断される場合等に利用されている。

また、類似の制度として、メキシコでも事業譲渡がある。メキシコ会社法上、事業譲渡についての明文規定は存在しないものの、一定の規模の資産の譲渡に必要な手続は定款で特別に規律されることが多い。メキシコにおいては、事業譲渡のほうがスピン・オフよりも実務上頻繁に利用されている。

以上を踏まえ、本稿ではメキシコにおけるスピン・オフと事業譲渡を紹介する。

なお、日本企業のメキシコ子会社の会社形態としては、日本の株式会社に類似する *Sociedad Anónima* (S.A.)が多い。もっとも、日本企業のメキシコ子会社の一部は、日本の合同会社に類似する *Sociedad de Responsabilidad Limitada* (S. de R. L.)の会社形態を採用している。そのため、以下では、スピン・オフと事業譲渡のいずれにおいても、S.A.とS. de R. L.に関する手続のみ言及する。また、本稿では、メキシコ会社法等で要求されている手続のみについて触れることとし、当事者間の契約等で定められるような手続については省略する。

### 2. スピン・オフ

#### (1) 類型

メキシコ会社法で規定されているスピン・オフは、(i)既存の会社が分割により消滅するスピン・オフと、(ii)既存の会社が分割後も存続するスピン・オフの2種類である<sup>3</sup>。

(i)では、分割会社(*escidente*)がその資産、負債及び資本を分割し、分割された資産、負債及び資本を複数の新設会社(*escindidas*)に出資する。その結果として分割会社が消滅することから、分割された全ての部分が新設会社に出資される必要があり、出資されない残存部分が生じてはならない。また、出資を受ける新設会社は2社以上でなければならない。

これに対し、(ii)では分割会社がその資産、負債及び資本を分割し、分割された資産、負債及び資本を1社以上の新設会社に出資する。その後も分割会社が存続するので、分割された資産、負債及び資本の一部のみを新設会社に出資することもできる。

上記(i)と(ii)のいずれにおいても、分割会社の株主又は持分保有者(以下「株主等」と総称する。)は、スピン・オフの結果、当初分割会社に対して有していた株式又は持分(以下「株式等」と総称する。)と同等の比率の新設会社の株式等を保有することとなる<sup>4</sup>。

<sup>1</sup> メキシコ会社法の原文は、[http://www.diputados.gob.mx/LeyesBiblio/pdf/144\\_140618.pdf](http://www.diputados.gob.mx/LeyesBiblio/pdf/144_140618.pdf) で閲覧可能である。英訳は公表されていないように思われる。

<sup>2</sup> 法 228 条の 2

<sup>3</sup> 法 228 条の 2

<sup>4</sup> 法 228 条の 2 第 3 号

## (2) 前提要件

スピン・オフの前提として、分割会社の株式等が全額払込済みでなければならない<sup>5</sup>。すなわち、下記のとおりスピン・オフは株主総会等で承認される必要があるが、かかる株主総会等に先立ち、分割会社の株主等が自らの株式等に対応する金額のうち未払いの金額を全て払い込まなければならない。

## (3) 手続等

スピン・オフに必要な手続等は以下のとおりであり、上記(i)と(ii)で共通である。

### A. 株主総会等における承認

まず、スピン・オフのためには、株主総会又は持分保有者総会(以下「株主総会等」と総称する。)において株主等の承認を得る必要がある<sup>6</sup>。この株主総会等の承認決議では、定款で要件を加重していない限り、総出資額の75%以上に相当する株式等を保有する株主等が出席し(定足数)、全ての株式等の半数以上を保有する株主等による賛成(決議要件)が必要である<sup>7</sup>。

上記の承認決議では、少なくとも以下について承認しなければならない<sup>8</sup>。

- a) 資産、負債及び資本の移転の方法・条件等の説明
- b) 資産、負債及び資本のうち、各新設会社に割り当てられる部分及び(分割会社が存続する場合には)分割会社に残存する部分(それらが特定できる程度の詳細)
- c) 外部監査人による適切な監査を受けた分割会社の財務諸表の提出
- d) 各新設会社がスピン・オフの結果として負担する義務
- e) 新設会社の定款のドラフト

上記 c)に関して、分割会社の取締役等は、スピン・オフが完全に法的効力を生じるまでに実施された業務について、株主総会等に報告する責任を負う<sup>9</sup>。

また、上記 d)に関して、新設会社がスピン・オフの結果として負担する義務を履行しない場合、他の新設会社はそれぞれ、後述の公表手続から3年間、スピン・オフの結果として各新設会社に帰属する純資産の額を限度として、スピン・オフに明示的に同意していない債権者に対して連帯して責任を負う<sup>10</sup>。分割会社が消滅しない場合には、分割会社は債務の全額について責任を負う<sup>11</sup>。

なお、定款で定めることにより、実際に株主総会を開催することなく、いわゆる書面決議により株主総会で承認されたものとみなすことができる。但し、書面決議の場合、議決権を持つ全ての株主が書面により承認する必要がある<sup>12</sup>。

<sup>5</sup> 法 228 条の 2 第 2 号

<sup>6</sup> 法 228 条の 2 第 1 号

<sup>7</sup> 法 182 条第 11 号、190 条及び法 228 条の 2 第 1 号

<sup>8</sup> 法 228 条の 2 第 4 号

<sup>9</sup> 法 228 条の 2 第 4 号(c)

<sup>10</sup> 法 228 条の 2 第 4 号(d)

<sup>11</sup> 法 228 条の 2 第 4 号(d)

<sup>12</sup> 法 178 条

## B. 公証と登録等

スピン・オフに関する株主総会等の決議の議事録は公証人により公証され、商業登記簿(*Registro Público de Comercio*)に登録されなければならない<sup>13</sup>。

さらに、少なくとも上記の a) 及び d) の情報の要約を含む、当該決議の議事録の抄本を、経済省(*Secretaría de Economía*)が設けている電子システムで公表する必要がある<sup>14</sup>。この電子システムで公表される抄本には、株主等及び債権者が、登記及び公表の日から 45 日間、分割会社の所在地において全文を入手できることを明示しなければならない<sup>15</sup>。

## C. 株主等又は債権者による異議

上記の 45 日間、20%以上の出資割合を単独若しくは複数名で保有する株主等、又は法的利害関係を有する債権者(取引先等の契約の相手方を含む。)は、スピン・オフに対して法律上異議を唱えることができる<sup>16</sup>。この異議がなされた場合で、異議を申し立てた者が停止により会社に生じる損害や損失をカバーするための十分な担保を提供する場合には、以下のいずれかの事由が生じるまでスピン・オフは停止される<sup>17</sup>。

- 異議に根拠がないとする判決の確定
- 異議申立ての要件が満たされていない旨の裁判所の決定
- 異議を申し立てた者との間での合意の成立

### (4) 効力発生

全ての要件が満たされ、異議申立てがなされることなく上記の 45 日間が経過すると、スピン・オフは完全に有効となる<sup>18</sup>。スピン・オフの効力発生日を、それより後の日付とすることは認められていない。

また、新設会社の設立は、定款の公証と商業登記簿への登記等の手続によりなされる<sup>19</sup>。スピン・オフが分割会社の消滅を伴う場合、スピン・オフの効力発生後、商業登記所に対して登記を抹消するよう請求する必要がある<sup>20</sup>。

### (5) 株主等及び債権者の保護

スピン・オフの決議に反対した株主等は、出資の償還を受ける権利を有する<sup>21</sup>。すなわち、スピン・オフの決議に反対した株主等は、スピン・オフの決議をした株主総会等の終了後 15 日以内に請求することにより、出資の償

---

<sup>13</sup> 法 228 条の 2 第 5 号

<sup>14</sup> 法 228 条の 2 第 5 号

<sup>15</sup> 法 228 条の 2 第 5 号

<sup>16</sup> 法 228 条の 2 第 6 号

<sup>17</sup> 法 228 条の 2 第 6 号

<sup>18</sup> 法 228 条の 2 第 7 号

<sup>19</sup> 法 228 条の 2 第 7 号

<sup>20</sup> 法 228 条の 2 第 9 号

<sup>21</sup> 法 228 条の 2 第 8 号

還を受けることができる<sup>22</sup>。

株主等の場合と異なり、債権者に特別な権利を与える規定は存在しない。もともと、前述のとおり、分割会社も各新設会社も既存の債務に関して連帯責任を負うとされており、債権者保護が図られている。

## (6) 契約及び労働者の承継

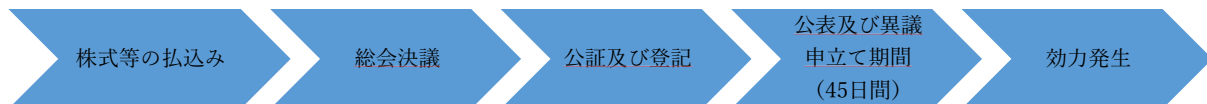
スピン・オフにおいては、分割会社の契約を新設会社に承継することもできる。但し、当該承継を明示的に禁止するような条項がある契約は除く。

また、スピン・オフの場合、労働者を新設会社に承継することもできる。スピン・オフによる労働者の承継については、*Ley Federal del Trabajo*<sup>23</sup>(以下「連邦労働法」とする。)において規定されている<sup>24</sup>。スピン・オフに伴い使用者の変更が生じる場合、分割会社と新設会社は、新設会社に承継される労働者に対してスピン・オフに先立ち分割会社が負っていた責任を連帯して負う<sup>25</sup>。かかる連帯責任はスピン・オフについての通知が従業員になされてから6ヶ月間存続し、かかる期間の終了後は新たな使用者である新設会社のみが責任を負う<sup>26</sup>。

## (7) スケジュール等

スピン・オフの準備を開始してからスピン・オフの効力が生じるまでに要する期間としては、6ヶ月程度であることが多い。

なお、前述したスピン・オフの手続の大まかな流れを図にすると下記のとおりである。



## 3. 吸収分割

前述のとおり、メキシコ会社法はスピン・オフについての規定を設けており、スピン・オフはいずれの類型もいわゆる新設分割である。

一方、メキシコ会社法上、分割会社はその資産、負債及び資本を分割し、分割された資産、負債及び資本を既存の別の会社に出資する、いわゆる吸収分割についての明文規定は存在しない。すなわち、メキシコにおいては、メキシコ会社法上の組織再編手法としては新設分割のみが可能であり、吸収分割は認められていない。吸収分割と同様の効果を達成しようとする場合には、会社法上の組織再編手法ではなく、契約上の手法である事

<sup>22</sup> 法 228 条の 2 第 8 号及び 206 条

<sup>23</sup> 原文は <https://www.diputados.gob.mx/LeyesBiblio/pdf/LFT.pdf> で確認可能である。無料で閲覧できる英訳等は見当たらない。

<sup>24</sup> 連邦労働法 41 条

<sup>25</sup> 連邦労働法 41 条

<sup>26</sup> 連邦労働法 41 条

業譲渡による必要がある。

#### 4.事業譲渡

前述のとおり、メキシコ会社法上、事業譲渡についての明文規定は存在せず、事業譲渡は連邦商法、連邦民法等によって規定されている。したがって、法制度上は、事業譲渡にあたり、譲渡する資産等の規模や性質を問わず株主総会決議は不要であり、取締役会決議等によって事業譲渡を承認すれば足りる。

もともと、前述のとおり、事業譲渡は定款で特別に規律されることが多い。具体的には、定款で株主総会等における承認を要求されており、承認のための要件が特別に加重されていることも少なくない。

事業譲渡の準備を始めてから事業譲渡の完了までに要する期間は、譲渡する資産等により大きく異なるが、概ね2ヶ月から6ヶ月であることが多い。

(注)本稿は、メキシコの法律事務所である [Basham, Ringe y Correa, S.C.](#) の Eduardo González Jiménez 氏の協力を得て作成しております。

**【メキシコ】**

弁護士 石井 淳

[jun.ishii@amt-law.com](mailto:jun.ishii@amt-law.com)

弁護士 西山 洋祐

[ynishiyama@basham.com.mx](mailto:ynishiyama@basham.com.mx)

※メキシコの Basham, Ringe y Correa, S.C.法律事務所に勤務中

### 3. 【タイ】オンライン取引事件部の創設

#### 1. はじめに

2021年12月13日、司法行政委員会(the Judicial Administration Commission)は、オンライン取引に関する犯罪の被害者となった消費者が迅速かつ容易に紛争解決ができるよう、民事裁判所における新たな部署としてオンライン取引事件部(Online Sale Transaction Case Division)(以下「OSTCD」とする。)を設立することを承認し、2022年1月27日に開設された。OSTCDにおける具体的な手続に関しては、2022年1月7日に、「オンライン取引事件の電子手続規則に関する司法府の公告」(the announcement of the Office of the Judiciary regarding Rules and Regulations of Electronic Proceedings in Online Sale Transaction Case)にて公表された。

#### 2. 公表の具体的内容

当該公告によれば、OSTCDの設立に伴い、下記の通りオンライン取引に関する被害者が容易に裁判所において手続を利用することが可能になった。

- ① 訴状、答弁書、証拠書類の提出は、オンライン提出システム(e-Filing)を通じて、いつでも、どこでも電子的に行うことができる。
- ② 原告は、弁護士費用や裁判費用を支払うことなく、オンラインで訴えを提起することができる(訴状を提出するための最低訴額は設定されていない。)
- ③ 原告は、自身が認識している限度で相手方の身元を特定することで訴えを提起することができる(原告は、原告又は被告の住所地や取引発生地に関係なく、OSTCDに訴状を提出することができる。)。また、原告は、裁判所に対して、関係者又は当局に対して、相手方の身元を確認するよう要求することができる。
- ④ 調停や期日は電子的方法で行われる(訴訟当事者が直接裁判所に出向く必要がない。)
- ⑤ 裁判所の判決や命令は、電子文書として作成される。強制執行を開始するための執行文も電子文書化し、関係者及び法務執行局(the Legal Execution Department)に送達され、強制執行が行われる。

#### 3. 今後の留意点

タイの民事裁判所は、今後、消費者保護委員会、電子取引開発局、食品医薬品局、タイ警察、タイ消費者評議会などの機関と覚書を締結し、オンライン取引に関する消費者の権利保護という共通の目的を持った新しい政策を実施する予定である。

タイではオンライン取引に伴う詐欺事件も増えており、今後日本企業においてもOSTCDとの関わりも増えていくと思われることから、今後のOSTCDの動向や関連する政策については、本ニュースレター等もご参照いただきながら、情報のアップデートを心掛けることが望ましいことにも留意されたい。

#### 【タイ】

弁護士 安西 明毅  
[akitaka.anzai@amt-law.com](mailto:akitaka.anzai@amt-law.com)  
弁護士 阿部 祐介  
[yusuke.abe@amt-law.com](mailto:yusuke.abe@amt-law.com)



**【論文】**

- ✂ 石井 淳弁護士、西山 洋祐弁護士が下記の論文を執筆いたしました。  
「メキシコ法の概要(1)～ビジネスローの全体像(前編)～」  
掲載誌:国際商事法務(2022年4号)Vol.50, No.4(通巻718号)  
出版社:一般社団法人国際商事法務研究所
  
- ✂ 西山 洋祐弁護士が下記の論文を執筆いたしました。  
【連載】メキシコ競争法の解説 第2回 メキシコの連邦経済競争法上の違反行為と事後対応  
掲載サイト:Business Lawyers

- 
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
  - 本ニュースレターの編集担当者は、以下のとおりです。  
弁護士 花水 康([ko.hanamizu@amt-law.com](mailto:ko.hanamizu@amt-law.com))  
弁護士 福家 靖成([yasunari.fuke@amt-law.com](mailto:yasunari.fuke@amt-law.com))  
弁護士 安西 明毅([akitaka.anzai@amt-law.com](mailto:akitaka.anzai@amt-law.com))  
弁護士 池田 孝宏([takahiro.ikeda@amt-law.com](mailto:takahiro.ikeda@amt-law.com))
  - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
  - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。